福知山市介護支援専門員等研修受講補助金
交付要件の一部改正について

令和５年度より実施しております福知山市介護支援専門員等研修受講補助金について、令和６年４月より下記のとおり取り扱いを変更しますので、どうかご承知おきください。

【変更点１】

対象研修の中に介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ・課程Ⅱ）を含めます。

【変更点２】

介護支援専門員更新研修の課程Ⅰ、課程Ⅱそれぞれにおいて補助金の申請を可能とします。（専門研修も同様です）

上記２点の変更点を反映した後の事業の概要は、別添のとおりです。

別添　福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱の概要について

【事業概要】

福知山市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、実務研修受講試験に合格するための受験対策講座、介護支援専門員更新研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修に係る受講料等の一部を補助する事業です。

（令和５年度より実施）

【補助対象経費】

試験・研修名等	補助対象 となる費用	留意事項
介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修	受験料（手数料）、 受講料（手数料）、 教材費	受講試験に合格し、試験合格後１年以内に実務研修を修了する必要あり。 教材費は、実務研修のみ対象。
受験対策講座	受講料	同年度中に受講試験に合格し、試験合格後１年以内に実務研修を修了する必要あり。
介護支援専門員更新研修	受講料（手数料）、 教材費	専門研修を含む。 再研修は除く。
主任介護支援専門員研修	受講料（手数料）、 教材費	
主任介護支援専門員更新研修	受講料（手数料）、 教材費	

※１　受験対策講座を受講するかどうかは任意です。

※２　いずれも交通費、介護支援専門員証の交付費用は補助の対象外ですが、教材費の送料は対象です。

別添　福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱の概要について

【補助対象者】

受講等費用が受講者負担の場合

補助対象者は受講者となり、更に、申請時点で下記の条件を満たしている必要があります。

（１）交付要綱第２条に規定する介護サービス事業所等に従事していること。
（２）補助対象経費の支払を完了していること。
（３）補助対象経費について、既に他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないこと。
（例：事業所や法人が費用を一部負担又は補塡している等）

受講等費用の一部又は全額を、法人あるいは事業所が負担した場合

補助対象者は負担した法人あるいは事業所となり、更に、申請時点で下記の条件を満たしている必要があります。

なお、受講者が一時的に受講等費用を支払い、後で法人が補塡した場合も含みます。

（１）補助対象経費の支払又は補塡を完了していること。
（２）補助対象経費について、既に他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないこと。

≪次の（３）と（４）はどちらか片方の条件を満たしている必要あり≫

（３）受講者が所属している事業所（交付要綱第２条に規定する介護サービス事業所等）が、研修等の受講修了日に休止又は廃止をしていないこと。
（４）研修等の受講修了日に、受講者が交付要綱第２条に規定する介護サービス事業所等に所属していない場合は、申請の時には受講者が交付要綱第２条の事業所等に所属していること。

別添　福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱の概要について

【補助金の額】

補助対象経費（ただし、法人等が一部負担している場合は負担した額）の２分の１（千円未満切捨）。

ただし、下記表のとおり、上限額があります。

試験・研修名等	上限額
下記①～③の対象経費の合算 ①介護支援専門員実務研修受講試験 ②介護支援専門員実務研修 ③受験対策講座（※任意）	５０，０００円
介護支援専門員更新研修（課程Ⅰ・Ⅱそれぞれ）	２０，０００円
主任介護支援専門員研修	
主任介護支援専門員更新研修	

※　従来は、介護支援専門員更新研修の課程Ⅰ・Ⅱ両方を受講する場合は、課程Ⅱ修了時に１度のみ本補助金を申請可能でしたが、令和６年度より、課程Ⅰ・Ⅱ両方を受講する場合、課程Ⅰ修了時、課程Ⅱ修了時それぞれで申請できるように変更する予定です。（専門研修も同様。）

【申請方法】

受講修了日から１年以内に交付申請書に必要な添付書類を付けて提出。

必要な書類は、交付要綱第６条及び交付申請書の様式に記載しています。

【その他補足事項】

１　本補助事業の対象となるのは、令和５年４月１日以降に受講した研修等のみです。それ以前に受講した研修等の費用は対象外となります。

２　受験対策講座と介護支援専門員実務研修受講試験に係る対象経費は、直ぐには請求できません。実務研修修了後にまとめて請求することができます

３　法人等が申請する場合であっても、複数人分まとめて申請することはできません。受講者ごとに申請してください。

４　申請者と口座名義が異なる場合は、受領委任状も添付してください。